

暦年贈与は無くなるのか

最近の週刊誌のトップ記事は、「老後と相続」の話と相場が決まっていますが、なかでも今年最も大きな週刊誌ネタは「暦年贈与が無くなる」というものでした。暦年贈与とは110万円の非課税枠があって毎年少しずつ贈与を行うもので、皆さまお馴染みの制度だと思います。

記事をまとめると次のようになります。

- ① 令和3年度の与党税制改正大綱に、これまで富裕層に節税目的で使われてきた贈与税のあり方を見直し、「相続税と贈与税を一体的に課税する税制」を構築するとの記載があり、当局は贈与税改正に本腰を入れそうだ。
- ② 平成30年贈与課税件数は、暦年課税37万件、相続時精算課税4万件と圧倒的に暦年課税分が利用されており、これを当局は相続税回避と捉えているようだ。そこで、贈与しても相続税に影響を及ぼさない暦年贈与を改めて、相続税に反映される相続時精算課税制度に近いものにしてしまおうと思いついたのではないかと推測される。
- ③ そのうえ、わが国では、亡くなる前3年間の暦年贈与分を相続財産に加算するが、ドイツでは10年間、フランスでは15年間の贈与分を加算しており、アメリカでは全ての生前贈与分を相続時に加算する制度となっている。暦年贈与を残すとするならば、諸外国の制度を視野に入れながら改正しようとしているようだ。

以上のような文脈から、暦年贈与がすぐにも無くなる、あるいは令和5年3月には教育資金贈与や子育て支援資金贈与の期限が来るのを見計らって、暦年贈与を事実上無くしてしまうのではないかと推測され、という先走った話も載っています。

■ 記事の信ぴょう性

以上はあくまでも週刊誌の記事であり、当局がそのような発表をしているわけではありません。憶測が一人歩きしている程度のことなのですが、記事のなかで大手税理士法人が、コメントを寄せていて、当の税理士法人が、贈与税改正対応のキャンペーンを張って営業活動をしているので、記事に信憑性を与えています。

それでは、本当に贈与税は改正されるのでしょうか。確かに、当局の贈与税を改正したいという意思は伝わりますが、それがどのような形になるかは、「改正の結果がどのようなインパクトを与えるか」を視野に入れて考えるのが現実的だと思います。

同業者のことはあまり引き合いに出したくありませんが、週刊誌記事のコメントによく登場し、キャンペーンも張っている某税理士法人のホームページには、すぐにも暦年贈与が廃止された場合の対応策として、次のようなことが書かれています。

「改正される前に駆け込み贈与をする」「住宅取得資金贈与が残るならばそこに望みを
つなぐ」「養子縁組を目一杯する」「財産を法人に移転する」「親子そろって海外に移住
する」

これはもう、策がないので絶望せよと言っているようなものだと思います。要するにイン
パクトはそれほど大きいのです。最近、高額所得者の所得税課税が強化されました。
そうやって重税にさらされた残りの財産が、根こそぎ相続税で課税される場合の閉塞感
は、単に相続税の重税感にとどまるものではありません。勤労意欲を著しく削ぐことは容
易に想像できます。

■ 「税制改正大綱」に立ち戻る

さて、すべての話題の出発点は昨年末の「税制改正大綱」でした。その贈与税、相続税
改正に関するくだりは、次のように始まります。

高齢世代が保有する資産がより早いタイミングで若年世代に移転することになれば、
その有効活用を通じた、経済の活性化が期待できる。このため、資産の再分配機能の
確保に留意しつつ、資産の早期の世代間移転を促進するための税制を構築することが
重要な課題となっている。（税制改正大綱18頁）

つまり、税制改正大綱の主目的は「資産の世代間移転」にこそあるのです。

教育資金贈与や住宅取得資金贈与などは、この世代間移転に大いに貢献してきました。
そして税制上の優遇というインセンティブがなければ、ここまでの制度の適用は見られな
かったでしょう。節税のインセンティブが無くなって、どうせ将来的に課税されると考え
た場合、むしろ親は財産を手元に置いておこうとするのではないのでしょうか。財産を隠そ
うとすら考えるかもしれません。

そのような危険を避け、インセンティブを付けてでも、財産の世代間移転を促して経済
の活性化を図るのは、管理コストの少ないクレバーな方法だと財務省も考えているはずで
す。一部の税理士が、頼みもしないのに暦年贈与廃止の露払い役を買って出ているのを、
彼らは冷ややかに眺めているのではないのでしょうか。

相続税と贈与税の一体課税を文字通り実行しようとするれば、従来のような純粋な贈与を
根絶やしにするか、贈与の事実を長期間管理するかのいずれかの道になります。前者は恐
るべき閉塞社会を生み出し、経済活性化の芽を摘みます。後者は管理社会を一層強化し、
膨大な管理コストと手間を国民に強いることになります。

現実的な落とし所としては、相続開始前の贈与分加算期間を現行の3年から、ある程度
延長する、というあたりではと思います。かりにこの改正が行われても、生前贈与の管理
方法や贈与税の除斥期間（時効のようなもの）など、制度を整備するための経過措置が必
要で、週刊誌の書くように、すぐに施行されることはないはずです。

この問題は情報が入り次第、引続きご報告する予定です。（所長 瀬戸 英晴）